

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月4日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第1号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に規定する事務	第17条第1項	警察本部長又は警察署長への事務の委任	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に規定する事務	<u>第5条第12項</u> 第17条第1項	<u>禁止命令等又は禁止命令等の有効期間の延長の処分に係る公示送達</u> の決定 警察本部長又は警察署長への事務の委任
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。